遠賀・中間地域広域行政事務組合財務規則第79条(契約保証金)

- 1 契約担当者は、組合と契約を締結する者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合には、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。
- (1)契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方が過去2年の間に組合と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上に わたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそ れがないと認められるとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売り払い代金が即納されたとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約 を履行しないこととなるおそれがないとき。
- 2 契約保証金の納付は、国債のほか次に掲げる担保の提供をもって変えさせることができる。
- (1) 鉄道債券、その他の政府保証債
- (2)銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
- (3) 代表理事が確実と認める社債
- (4)銀行又は代表理事が確実と認める金融機関が引受保証した手形
- (5)銀行又は代表理事が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- 3 契約の相手方が入札の際、入札保証金又はこれに変わる担保を納付又は提供している場合 は、これをを契約保証金又は担保に充当することができる。
- 4 契約内容の変更により契約金額の3割以上の増減額を生じたときは、これに相当する契約 保証金又はこれに変わる担保を追加して、納付若しくは提供させ又は契約の相手方の請求に よりこれに相当する金額又は担保を還付するものとする。
- 5 契約保証金又はこれに変わる担保は、当該契約の履行後還付する。

遠賀・中間地域広域行政事務組合契約事務運用要綱第79条関係

- 1 1件の契約金額が1,000万円未満について、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除する。
- 2 第1項第1号の履行保証保険契約の締結以外に、次に掲げる保証の提供をもって契約保証金の納付に代えさせることができる。
- (1) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証(履行ボンド) 契約を締結した とき。
- (2)公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 3 第1項第1号の履行保証保険契約に係る保証(保険金額)金額は、契約保証金の額(契約金額の100分の10以上)であること。
- 4 第1項第2号中「組合」とは、組合以外の地方公共団体又は国を含むものであること。「種類」とは、建設工事にあっては、建設業法(昭和24年法律第100号)別表の区分の種類をいい、「規模」とは、契約金額を指し、「数回以上」とは、「2回以上」を意味するものであること。「規模を同じくする」とは、建設工事については、等級別に格付されている場合は、格付区分の金額の範囲を、その他の業務にあっては、当該入札に係る見積金額の2割に相当する金額より高い金額又は低い金額の範囲をいうものであること。
- 5 組合以外の地方公共団体との間における契約について、その者が過去2年の間に種類及び 規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行 したか否かは、当該発注者の証明書(別紙様式)を提出させ確認すること。